

官報號外

昭和二十二年四月一日

○九十二年十二月議會第一回 貴族院議事速記錄第二十九號

昭和二十二年三月三十一日(月曜日)午  
前十時二十四分開議

第八 價格調整公團法案（政府提出、衆議院送付）

公債金特別會計法外四法律の廢止等  
に關する法律案

昭和二十一年度第二豫備金支出の件  
昭和二十一年度特別會計第二豫備金

の會議を開きます、此の際議事日程に追加し、衆議院議員選舉法の一部を改

昭和二十年度第一豫備金支出の件  
昭和二十年度緊急対策費第一豫備金  
支出の件  
昭和二十年度特別會計第一豫備金支  
出の件

價格調整公團法案可決報告書  
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領  
セリ

明治二十五年三月三十一日

議事日程第二十九號	昭和二十二年三月三十日	午前十時開議
第一 財政法案(政府提出、衆議院送付)	第一 読會ノ續(委員長報告)	第一 財政法案(政府提出、衆議院送付)
正する法律案(政府提出、衆議院送付)	復興金融金庫法の一部を改 正する法律案(政府提出、衆議院送付)	会計法を改正する法律案(政 府提出、衆議院送付)
第五 配炭公團法案(政府提出、衆議院送付)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第六 産業復興公團法案(政府提 出、衆議院送付)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第七 貿易公團法案(政府提出、衆議院送付)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)	第一讀會ノ續(委員長報告)
國有林野事業特別會計法案	國有財產法の一部を改正する法律案	國有財產法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険特別會計法案	燃料局特別會計法を改正する法律案	日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律案
院ニ通知セリ	造船公團法案	同日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル左ノ政府提案案ハ即日之ヲ奏上シ又承諾スルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ
第一讀會ノ續(委員長報告)	裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案	地方法を改正する法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)	檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律案	地方分與稅法を改正する法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)	國有財產法の一部を改正する法律案	相續稅法を改正する法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)	作業會計法を改正する法律案	行政官廳法案
第一讀會ノ續(委員長報告)	燃料局特別會計法を改正する法律案	宮内府法案
第一讀會ノ續(委員長報告)	造船公團法案	恩給法の一部を改正する法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)	造船公團法案	日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律案
第一讀會ノ續(委員長報告)	造船公團法案	同日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル左ノ政府提案案ハ即日之ヲ奏上シ又承諾スルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

支出の件	臨時軍事費特別會計豫備費支出の件	臨時軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件
國會議院議員選舉法の一部を改正する法律案	國會議院議員選舉法の一部を修正する法律案	○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない
國會議員の歲費、旅費及び手當等に關する法律案	國會議員の歲費、旅費及び手當等に關する法律案	と認めます。植原内務大臣
議院に出頭する證人の旅費及び日當に關する法律案	議院に出頭する證人の旅費及び日當に關する法律案	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
國會圖書館法案	國會圖書館法案	衆議院議員選舉法の一部を改正する法律案
國會職員法案	國會職員法案	右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する
尚日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	尚日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	昭和二十二年三月三十日
財政法案可決報告書	財政法案可決報告書	貴族院議長公爵徳川家正殿
會計法を改正する法律案可決報告書	會計法を改正する法律案可決報告書	衆議院議長 山崎 猛
復興金融庫法の一部を改正する法律案可決報告書	復興金融庫法の一部を改正する法律案可決報告書	(小字及一は衆議院修正する法律案)
石油配給公團法案可決報告書	石油配給公團法案可決報告書	衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。
配炭公團法案可決報告書	配炭公團法案可決報告書	第三條第二項及び第三項中「地方長官」を「市町村會議員選挙管理委員會」に改める。
產業復興公團法案可決報告書	產業復興公團法案可決報告書	第三條第二項及び第三項中「地方長官」を「都議會議員選挙管理委員會」に改める。
貿易公團法案可決報告書	貿易公團法案可決報告書	







法施行までの間、改正後の衆議院議員選挙法第十八條第四項の規定

にかわらず、勅命を以てこれを

**第六條** 次の総選挙については、衆定めて公布しなければならない。

議院議員選挙法第七十四條中「十日以内」とあるのは、「五日以内」と

読み替えるものとする。

第七條 参議院議員選挙法の一部を

附則第二條を次のように改める。

**第二條** **削除**

に改める。

**第五條乃至第八條** 削除

に改正する。

第九十三條ノ二十中含ムモノ  
トシ」の下に「同法第百四十條第四

項中氏名、經歷等トアルハ政見等

トシ」を加える。

に改正する。

第七十四條ノ二十中含ムモノ  
トシ」の下に「同法第二百四十條第四

項申氏名、經歷等トアルハ政見等

トシ」を加える。

正する。

第三十九條ノ二但書中「吏員ト  
レハ選舉管理委員、又選舉管理

委員、選舉管理委員會及區選舉管

理委員會ノ書記、選學長、投票分會

官報號外  
昭和二十二年四月一日

貴族院議事速記錄第二十九號

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案 第一讀會

1

中央區	新宿區	港區
文京區	台東區	品川區
大田區	大島支廳管內	三宅支廳管內
八丈支廳管內	瀧谷區	目黒區
第三區	第四區	第五區
世田谷區	中野區	豐島區
杉並區	北區	板橋區
第六區	江東區	墨田區
葛飾區	荒川區	足立區
江戶川區	立川市	第七區
八王子市	立川市	第一區
千代田區	別表選舉區	別表
第一京都	但シ衆議院議員選挙法第二項、第三項、第百十三條第二項、第百四十六條、第百十七條及第百二十七條	但シ衆議院議員選挙法第二項、第三項、第百十三條第二項、第百四十六條、第百十七條及第百二十七條
但シ衆議院議員選挙法第二項、第三項、第百十三條第二項、第百四十六條、第百十七條及第百二十七條	但シ衆議院議員選挙法第二項、第三項、第百十三條第二項、第百四十六條、第百十七條及第百二十七條	但シ衆議院議員選挙法第二項、第三項、第百十三條第二項、第百四十六條、第百十七條及第百二十七條
モノトス	ハ投票分會長及開票分會長ヲ含ムモノトス	ハ投票分會長及開票分會長ヲ含ムモノトス
ノートス	ノートス	ノートス
次のように改める。	次のように改める。	次のように改める。
第三十七條但書を次のように改める。	第三十七條但書を次のように改める。	第三十七條但書を次のように改める。
但シ同法第九十九條中第八條ニ掲 タル者トアルハ投票分會長及開票 分會長ヲ含ムモノトス	但シ同法第九十九條中第八條ニ掲 タル者トアルハ投票分會長及開票 分會長ヲ含ムモノトス	但シ同法第九十九條中第八條ニ掲 タル者トアルハ投票分會長及開票 分會長ヲ含ムモノトス
第三項、第百十三條第二項、第百 四十六條、第百十七條及第百二十七 條第四項中第八條ニ掲 タルハ投票分會長及開票分會長ヲ含 ムモノトス	第三項、第百十三條第二項、第百 四十六條、第百十七條及第百二十七 條第四項中第八條ニ掲 タルハ投票分會長及開票分會長ヲ含 ムモノトス	第三項、第百十三條第二項、第百 四十六條、第百十七條及第百二十七 條第四項中第八條ニ掲 タルハ投票分會長及開票分會長ヲ含 ムモノトス
別表を次のように改める。	別表を次のように改める。	別表を次のように改める。

第七區	立川市	五人
第六區	江戸川區	四人
第五區	葛飾區	三人
第四區	足立區	三人
第三區	大田區	三人
第二區	品川區	四人
中央區	新宿區	五人
港區	文京區	五人
台東區	大島支廳管內	三宅支廳管內
八丈支廳管內	八丈支廳管內	八丈支廳管內

西多摩郡  
南多摩郡  
北多摩郡  
京都府  
第一區  
上京區  
中京區  
左京區  
伏見區  
右京區  
下京區  
東山區  
南山田郡  
北桑田郡  
船井郡  
天田郡  
何鹿郡  
加佐郡  
與謝郡  
中竹野郡  
熊野郡

大阪府第一區 西港大正天王寺區  
第二區 南浪速野野區  
第三區 北都東福島區  
豐中市此花區  
池田市東淀川區  
旭城東淀川區  
守口市西淀川區  
高槻市東成區  
吹田市北守區  
中島市東淀川區  
能郡守三島區  
豐能郡北河内郡

四人 四人 四人

第五區	布施市	中河內郡
堺市	岸和田市	泉大津市
神奈川縣	貝塚市	泉州郡
	泉南郡	
第一區	橫濱市	第三區
	横須賀市	第三區
	川崎市	平塚市
	鎌倉市	藤澤市
	三浦郡	小田原市
	倉郡	高座郡
		足柄上郡
		足柄下郡
第一區	愛甲郡	愛甲郡
兵庫縣	津久井郡	
神戶市		

三人 五人 四人 四人 三人 四人

尼崎市 西宮市 淀川市 伊丹市 有原郡 過邊郡 武庫郡 岸丹市 舊芦屋市 明石市  
第三區 三原郡 原郡 津名郡 有馬郡 川邊郡 庫武郡 丹伊郡 蘭芦郡 宮西市  
明美加多加西古東可南印神崎保佐赤用粟都郡市郡市郡市郡市郡市郡市郡市郡市  
第四區 姪路市 生磨郡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市

四人 三人 五人

第一區	長崎市	島原市	諫早市	西彼杵郡	北高來郡	南高來郡、	對馬支廳管內
佐世保市	大村市	東彼杵郡	北松浦郡	南松浦郡	壹岐郡	對馬支廳管內	第三區
新瀉市	西蒲原郡	佐渡郡	新發田市	新瀉市	西蒲原郡	佐渡郡	第二區
北蒲原郡	中蒲原郡	東蒲原郡	岩船郡	北蒲原郡	中蒲原郡	東蒲原郡	新潟縣

四人 五人 四人 五人 三人

三人 三人 四人 三人 五人

群馬縣	北埼玉郡	南埼玉郡	北葛飾郡
第一區	龍橋市	伊勢崎市	勢多郡
		利根郡	佐波郡
第二區	桐生市	新田郡	高崎市
	邑樂郡	田郡	馬郡
第三區	多野郡	碓冰郡	北甘樂郡
	吾妻郡	吾妻郡	郡
千葉縣	第一區	千葉市	川市
		市	船橋市
		松戶市	千葉郡
		市	原郡
東葛飾郡			

四人 四人 三人 三人 三人

第三區	第三區	第一區	第三區
新築真壁浦郡	治波郡	水戶市	鎌倉郡
土城郡	郡	那日立郡	長生郡
猿島郡	郡	久賀郡	武津郡
繕城郡	郡	稻敷郡	律市
		鹿島郡	木更津市
		西茨城郡	山市
		北相馬郡	館山
		東茨城郡	夷隅郡
		行方郡	安房郡
		郡	君津郡
		郡	夷安郡
		郡	上磯郡
		市	匝瑳郡
			印旛郡
			海鹽郡
			香取郡

五  
人

三

四

五

四  
八

第一區	宇都宮市	河內郡	上都賀郡	鹽谷郡	那須郡
第二區	利市	棚木市	芳賀郡	下都賀郡	足利郡
第三區	奈良縣	佐野市	蘇郡	賀郡	那須郡
第四區	津市	桑名市	鈴鹿郡	重名郡	一志郡
第五區	市	上野市	辨名郡	濃河郡	阿山郡
第六區	市	市	市	市	郡
第七區	市	市	市	市	郡
第八區	市	市	市	市	郡
第九區	市	市	市	市	郡
第十區	市	市	市	市	郡

五人

五

五八

宇治山田市	飯南郡	多氣郡	度會郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡
松阪市	飯南郡	多氣郡	度會郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡
飯南郡	多氣郡	度會郡	志摩郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡
多氣郡	度會郡	志摩郡	志摩郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡
度會郡	志摩郡	志摩郡	志摩郡	志摩郡	北牟婁郡	南牟婁郡
第一區	愛知縣	愛知縣	愛知縣	愛知縣	愛知縣	愛知縣
名古屋市	瀬戸市	半田市	春日井市	愛知郡	東春日井郡	西春日井郡
瀬戸市	半田市	春日井市	愛知郡	東春日井郡	西春日井郡	知多郡
半田市	春日井市	愛知郡	東春日井郡	西春日井郡	知多郡	知多郡
第三區	一宮市	津島市	丹羽郡	栗東郡	中島郡	海部郡
第四區	一宮市	津島市	丹羽郡	栗東郡	中島郡	海部郡
岡崎市	碧海郡	幡豆郡	幡豆郡	幡豆郡	額田郡	額田郡

四  
人

三

四

四

第五區	西加茂郡	東加茂郡
第一區	靜岡市	濱松市
第二區	清水市	磐田郡
	庵原郡	第三區
	安倍郡	富士郡
	志太郡	駿東郡
	櫻原郡	富士郡
	小笠郡	
	第三區	
	沼津市	
	熱海市	
	三島市	
	富士宮市	
	賀茂郡	
	方郡	
	富士郡	

五人

五

三

四  
八

五

五五

四  
八

長野縣	長野市	上田市	上高井郡	上高井郡	第一區
宮城縣	岡谷市	南佐久郡	北佐久郡	北佐久郡	第二區
第一區	飯田市	市	市	市	
第四區	諫訪郡	上伊那郡	下伊那郡	下伊那郡	
松本市	市	市	市	市	
仙臺市	西筑摩郡	東筑摩郡	南安曇郡	北安曇郡	
塩竈市	郡	郡	郡	郡	
刈田郡	市	市	市	市	
柴田郡	市	市	市	市	
伊具郡	郡	郡	郡	郡	

三

四

三

三

五

四

四

五

第三區	岩手縣	平石城	郡市	郡市
第一區	青森縣	盛岡市	郡市	郡市
第二區	第一區	金石市	古市	古市
第二區	青森市	巖宮市	手郡	手郡
第二區	八戶市	紫波郡	上閉伊郡	上閉伊郡
第二區	氣仙郡	郡	伊郡	伊郡
第二區	東磐井郡	郡	下閉伊郡	下閉伊郡
第二區	西磐井郡	郡	郡	郡
第二區	江刺郡	郡	郡	郡
第二區	賀郡	郡	郡	郡
第二區	和賀郡	郡	郡	郡
第二區	贍澤郡	郡	郡	郡
第二區	利根郡	郡	郡	郡
第二區	郡	郡	郡	郡
第三區	三戶郡	郡	郡	郡
第三區	北上郡	郡	郡	郡
第三區	輕井郡	郡	郡	郡
第三區	津東郡	郡	郡	郡
第三區	北上郡	郡	郡	郡
第三區	郡	郡	郡	郡

四

四

四

三

第一區		第二區	
秋田縣	秋田郡	山形縣	弘前市
第一區	秋田東能代市	山形東南村山	西津輕郡
	鹿角郡	西村山	中津輕郡
	北秋田郡	東田川郡	南津輕郡
	南秋田郡	西田川郡	北津輕郡
	河邊郡	飽海郡	
	本山郡	鶴岡市	
		酒田市	
		北村山郡	
		最上郡	
		東田川郡	
		西田川郡	
		飽海郡	
		南置賜郡	
		東置賜郡	
		西置賜郡	

四

四

四

三

第三區	由利郡	福井縣	石川縣
第一區	仙北郡	平鹿郡	勝豐郡
第二區	雄勝郡	利賀郡	能登郡
富山縣	金澤市	小瀬市	石川市
第一區	七尾市	松江市	能美市
第二區	河北市	沼津市	川石市
富山市	羽咋市	美濃市	金澤市
第一區	鹿島市	志賀町	澤瀬町
富山市	鳳至町	立石町	珠洲町
第二區	洲潟町	守門町	珠洲町
富山市	高岡市	守門町	守門町
上新川郡	射水市	守門町	守門町
中新川郡	見附市	守門町	守門町
下新川郡	郡上郡	守門町	守門町
婦負郡	郡上郡	守門町	守門町
東礪波郡	郡上郡	守門町	守門町
西礪波郡	郡上郡	守門町	守門町

三

三

三

8

四

三人 五人 五人 五人

高田市 郡 郡 郡 第二區  
吳安藝 豊茂田 賀茂田  
尾道市 道 山原市 市  
福山市 御山市 沼澤市 神石郡  
三原市 世羅市 深安郡 石隈郡  
御調郡 沼隈郡 石隈郡 石隈郡  
尾山市 沼隈郡 石隈郡 石隈郡  
道山市 石隈郡 石隈郡 石隈郡  
第三區  
第一區  
山口縣  
萩原市 下關市 甲子園郡 甲子園郡  
宇部市 關原市 雙三郡 双三郡  
厚狭郡 小野田市 比婆郡 婆羅郡  
豐浦郡 狹田市 阿武郡 阿武郡  
美祿郡 武津郡 大阿郡 大阿郡  
大阿郡 武津郡

四人五人四人

第一區		第二區		第三區	
香川縣	德島縣	東牟婁郡	西牟婁郡	伊賀郡	那賀郡
小豆郡	高松市	高田市	田邊市	草南市	海南市
木田郡	川松市	宮崎市	大分市	熊本郡	大分郡
大高郡	高市	有田郡	新田郡	都城郡	都城郡
第一區	第二區	第三區	第一區	和歌山縣	和歌山縣

三人 五人 三人 三人 五人

第三區	今治市 新居濱市 西條市 越智郡 周桑郡 新居郡 宇摩郡	坂出市 綾歌郡 伸多度郡 三豐郡	龜市 出市 郡 市
第二區	高知縣 第一區 福岡縣 第二區 福岡市	愛媛縣 第一區 松山市 溫泉郡 伊豫郡 上浮穴郡	九十九 龜市 坂出市 綾歌郡 伸多度郡 三豐郡

五人 三人 三人 三人 三人

四人 五人 五人 五人

四五六

第一區		大分市		北海部郡		南海部郡		大野郡		入郡		佐伯市		日田市		大分市		大分縣	
第二區		別府市		東國東郡		中津市		西國東郡		速見郡		下毛郡		佐郡		玖珠郡		日田郡	
第三區		五人		五人		三人		三人		四人									
第四區		五人		五人		三人													
第五區		八代市		阿蘇郡		菊池郡		玉名郡		飽託郡		尾郡		荒尾郡		熊本郡		熊本縣	
第六區		上益城郡		下益城郡		葦北郡		球磨郡		天草郡		草郡		北代郡		郡		八代郡	
第七區		宇土郡		宮崎縣		葦北郡		延岡市		宮崎市		宮崎郡		天草郡		郡		字士郡	
第八區		五人		五人		三人		五人		五人									
第九區		鹿屋市		肝屬郡		札幌市		旭川市		函館市		旭川支廳管內		札幌支廳管內		鹿屋市		十勝支廳管內	
第十區		北海道		小樽市		後志支廳管內		宗谷支廳管內		留萌支廳管內		石狩支廳管內		根室支廳管內		網走支廳管內		網走市	
第十一區		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣		鹿兒島縣	
第十二區		五人		四人		三人		三人		五人									
第十三區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十四區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十五區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十六區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十七區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十八區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第十九區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十一區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十二區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十三區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十四區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十五區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十六區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十七區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十八區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第二十九區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十一區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十二區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十三區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十四區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十五區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十六區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十七區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十八區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第三十九區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十一區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十二區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十三區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十四區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十五區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十六區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十七區		五人		五人		三人		三人		四人		四人		五人		五人		五人	
第四十八區		五人																	

及び被選舉權に關する事項であります  
す、代議政治の本義に則り、普通選舉權  
の精神を擴充する爲め、出來得る限り選  
舉權及び被選舉權を擴張することが望  
ましいので、曩の昭和二十年の改正に  
於ける大擴張に次いで缺格條項を整理  
致しますと共に、必要な改正を加へる  
ことに致しました、破棄者で復權を得  
ない者、貧困の爲公私の救助を受け、  
又は扶助を受けたる者及び一定の住  
居を有しない者は從來缺格者とされ  
て居たのでありますが、是等の者が  
斯かる境涯に陥つた原因は個人的な  
ものと云ふよりは寧ろ社會的の原因  
に基くものが多いのでありますては、  
其の經濟的無能力は必ずしも直ちに  
政治的無能力を意味するものではあ  
りませぬ、殊に終戰後に於きまして、  
戰災引揚等の不可抗力に依りまして、  
此のやうな地位に置かれて居る者の數  
は少くないと思像されますので、是等  
の者に對しても選舉權及び被選舉權を  
賦與し、其の意思と主張を表明させる  
機會を與へることを適當と認めまし  
て、缺格條項から是等を除外し、參議  
院議員選挙法及び一般の地方制度の改  
正と歩を一にさせることに致しました、  
上は、其の反社會性は拂拭されたもの  
と見るべきでありますから、是等の者  
に對しても平等な一國民として基本的  
権利を保障することが當然であるばか  
り

りでなく、行刑處遇上も適當と認められますので、是等にも選舉權及び被選舉權を與へることに致しました。尙新學權を與へることに致しましたが、兼職禁止の職に新たに地方公團體の吏員及び市町村其の他之に準ずる者の議會の議員を加へましたのは、國会法案の規定に照應させると共に、改正憲法下に於ける議員の職責的重大性に鑑み、他の職との兼職を避けなければならぬと云ふ點に於きましたては、官吏と吏員、都道府縣の議會の議員と市町村會議員との間に本質的の差異を認め難いからであります。第二に、選舉管理委員會制の採用であります。選舉事務執行を中正不偏なものとすると同時に、選舉の民衆化と日常化とを圖りますことは最も重要な事柄であります。此の爲に參議院議員竝に地方議會の議員及び其の長の選舉に於ける方の選舉管理機關として各處の選舉委員會が設置されるに至つたのであります。議員の選舉管理機關としては類似の機關も、是と同様の措置を講ずることに致しましたのであります。併しながら衆議院議員會の選舉監督は市町村の選舉管理委員會を指せ、衆議院議員の選舉に關する事務に於ける監督することが出来るものとし、此の選舉管理委員會制の採用に伴ふ必要性を擇定しては、市町村の選舉管理委員會を指せます。

な規定を整備致したのであります、第  
三に、議員候補者及び當選人に關する  
事項であります、從來の重複立候補は  
選舉界を混亂に導く虞があるのであります、  
なく、當選人の決定、其の他選舉事務  
の執行を複雑にさせる缺點があります  
ので、參議院議員選舉法及び改正地方  
制度の例に倣ひ推薦届出の場合には必  
ず本人の承諾を得なければならぬと致  
し、同一人が2以上の選舉から立候補  
出來ないものと致しました、尙近時に  
於きまする物價騰貴の現況に鑑みまし  
て、泡沫候補濫立の弊を防止する爲、  
供託金の額を五千圓に引上げることに  
致しました、繰上補充は元來便宜的な  
當選人、又は候補者方法であります  
が、之を一年にも亘つて認めます時  
は、選舉の理論にも反しますし、又種  
種弊害も考へられますので、同點者を  
除き、當選人が未だ確定しない當選承  
諾期間に限つて之を認めるごとと致し  
ました、尙現行法に依る當選承諾期間  
は十日間でありますが、來るべき総選  
舉の特殊性に鑑みまして、選舉の結果を  
出來得る限り速かに確定させる爲に、  
特に之を五日間に短縮することに致し  
ました、第四には、選舉運動に關する  
事項であります、委議院議員選舉法の  
制定に伴ひ、選舉公報の制度を改めて  
經歷公報の制度を採用することに致し  
ました結果、選舉公報の發行區域に於  
ける文書の頒布制限に關する制限規定

御協賛を載きました參議院議員選挙法の改正に照應致しまして、學校の兒童、生徒等に對する特殊の關係ある地位を利用して行ふ選舉運動を禁止する旨の規定を新たに設けました。第五条は、選舉運動の費用に關する事項であります。選舉運動の費用の増大が選舉界の腐敗を齎す最大の原因である點に鑑みまして、選舉運動の費用の最高制限額の制度は之を保持することと致しましたのは勿論であります。更に之と並行して議員候補者及び政黨、其の他の團體の選舉運動の收入支出を公開せしめ、二者相俟つて議員候補者及び政黨その他の團體の自肅を促しますと共に、一般選舉人に對する公正な判断資料を提供することと致しまして選舉の公正、明朗を期することにいたのであります。尚選舉運動の費用の最高額の基準は、現在法律で三十錢と定められて居りますが、是は必ずしも適當ではなく、爰々現在の最高額も物價變動の狀況から適當ではなくなつて居るので、選舉を施行する際に於ける物價等の事情を考量して、實際に即して適正に定め得るやうに命令で定める金額とすることとしたのであります。第六条は、罰則に關する事項であります。最近に於きます物價の昂騰の狀況に鑑み、且參議院議員選挙法の規定との權衡上、罰金は之を一律に十倍に引上げることに致しました。尚選舉運動の費用の收入及び支出の公開制の採用、未成年の

學校の児童及び生徒等に對します。特殊の關係のある地位を利用す選舉運動の禁止等に伴ふ所要の罰則整備したのであります。第七は、選舉公營に關する事項であります。選舉報の發行及び新聞紙に依る議員候補者の氏名等の公告は、最近に於きます。紙需給の狀況より致しましては、到底其の實行が不可能であると認められばかりでなく、兩者稍も重複する感ありますので、參議院議員選舉法の如きに倣ひ、選舉公報の發行と議員候補者の氏名等の新聞紙の公告を統合し、歷公報を發行し、議員候補者の氏名、經歷等を掲載させることに致しました。尚歴公報は、總選舉のみではなく、再選舉及び補缺選舉にも之を發行することにしましたので、之に伴ひ選舉及び補缺選舉の選舉期日を延長する措置を講じたのであります。次に料郵便物の制度は、本年内に限つては、臺灣に本院を通過し、公布になりました。[選舉運動の文書圖画等の特例に関する法律]に依るのであります。が、本法の基本的制度と致しましては、議院議員選舉法の改正に倣ひました。選舉運動の爲にする通常葉書を、議員候補者一人に付一萬枚を限り、無料にて差出し得るものと致しました。その他改正憲法、參議院議員選舉法の定及び地方制度の改正に伴ひ、選舉に関する訴訟の出訴裁判所を高等裁判所と致し、演說會開催の爲必要な施設

るを學用者も底用する者も例に、其の所をも含ませることとする等必要な規定の整備を加へたのであります、以上申し上げましたのは政府原案の大要でありますか、之に對しまして衆議院に於きましては、現行大選舉區連記制の採用に代へ、中選舉區單記制の採用が絶對的多數を以て決定されたのであります、尙選舉期日後の挨拶行爲に關する制限を撤廢しようとする政府案が、全會一致を以て修正削除されました、其の修正の要旨は、大選舉區連記制が大なる爲選舉運動が困難であり、又候補者及び政黨の主義政策を選舉人に徹底せしむること容易ならず、且選舉運動の費用も嵩み、而も現下の諸情勢に適合せずと云ふことでありました、さりとて小選舉區制の採用にも現段階に於ては、種々考慮すべき餘地があるので、中庸の制度として中選舉區連記制に付ては、前回選舉の結果に徴するに、二人目以上の投票の記載に付ては種々缺陷を現はし、選舉人の正しい政治意図の表明に適當とは認められないとのこととありました、又選舉期日後の挨拶行爲に關する制限に付きましては、政府は當初、成るべく選舉に關する窮屈な制限を撤廢して、選舉の執行を自由にし、候補者の自省と選舉人の自由な判断とに委ねることが望ましいと云ふ趣旨で、之を廢止しようとし

る時は、此の制限を撤廃する時は種々の弊害を現はし、特に過般「選舉運動の文書図画等の特例に關する法律」が成立公布を見ました今選舉期間中に於ける運動及び選舉運動の費用の制限を意味のないものにする處が多分にあると云ふので、現行の制限規定を存置することに修正になつたのであります、是等の修正の點に付きましては、是が両院を通過致しました上は、政府としては院議を尊重し、之に應する所存であります、何卒速かに御審議の上、御賛賀あらむことを御願ひ致します

○子爵戸澤正己君　只今議題となりました衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案は、其の委員の數を十九名とし、其の特別委員の氏名を議長に於て指名せられることの動議を提出致します

○議長（公爵徳川家正君） 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます。

議長（公爵徳川家正君）日程第一、  
財政法案、日程第二、会計法を改正する  
法律案、日程第三、復興金融金庫法  
の一部を改正する法律案、政府提出、  
衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報  
告、是等の三案を一括して議題と爲す  
ことに御異議ございませぬか  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
議長（公爵徳川家正君）御異議ない  
と認めます、委員長北大路男爵  
會計法を改正する法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
テ及報告候也  
昭和二十二年三月三十日  
委員長 男爵北大路信明  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
復興金融金庫法の一部を改正する  
法律案

テ及報告候也  
昭和三十二年三月三十日  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
委員長 男爵北大路信明  
〔男爵北大路信明君登壇〕  
○男爵北大路信明君 只今上程せられた財政法案外二件に付審議の経過並に結果を御報告申上げます、是等三案は昨日國有財産法の一部を改正する法律案外九案を法律案特別委員會の審議に併託されました、本委員會は昨日午前には國有財産法の一部を改正する法律案外九案を可決致しまして、午後より只今上程せられました三法案に付大藏大臣より説明を聽取致しまして、引續き質疑を繼續致しました、時間は少うございましたが、各委員よりは御熱心なる質疑がございました、質疑を終了致しましたのでございます、是等三案の趣旨及び内容に付きましては、昨日本會議に於きまして大藏大臣より御説明のあつたこととすべきものなりと決定致しましたのでござりますから、之を茲に反覆致しますことは省略致しまして、直ちに委員會に於ける質疑應答の主なるものに付御説明申上げます、先づ一委員より、財政法案に付て暫定豫算は國會の議決で成立するや、暫定豫算が成立しないと云ふことも考へられるがとの問に對しまして、政府は、是は問題の點であつて、内容を申せば期間が一箇月

とか、二箇月とか云ふやうに短かく、最低の政府の機構を維持する、最低の経費であつて、内閣の政策等の如き大きなものは含まないので、差當り絶対に必要なものだけである、之をも國會が否決すると云ふことは、國家としての機構が止まると云ふやうなことになるので、先づ成立しないことはないと思ふとの答辯がございました、又第十九條に關して、國會の豫算増額修正權に付て質問したる處、政府は豫算を決定する時は、先づ第十八條に依り、是等三機關の長に對して意見を求めるべからず、さればならない、さうして政府は最も良いと信ずる豫算を提出してゐるのであります、從來は豫算の編成、提出者は政府であつたが、新憲法に於ては國會が最高機關であるから、是等三機關及び他の一般機關に付ても増額修正は出來ると思ふ、併し新憲法に於ては豫算の編成、提出は内閣に專屬して居るから、大きな増額は出來ないと解するとの答辯がございました、之に對しては一般に増額修正權のある國會等の三機關を尊重して居るのに、内閣に於てはそれを等の豫算をカットすると云ふことはどう云ふことであるか、矛盾しては居ないかとの間に對しては、政府は國會の外二機關は行政府から獨立したものであるから、内閣に於ては全然之に對するべきではないとの強硬論もあつたが、是非タツチせずとの立場もあつたが、是のことである、全體の豫算の提出權

は、將來政黨内閣が持つものであるから、政府が困るやうな修正は出来ない、若し其のやうな修正をすれば、政府は留まることが出来ぬことになる。理論的よりも政治的の意味から斯う云ふ條文が出来たのであるとの答辯がございました。又一委員より、此の財政法案では、臨時部、經濟部の區別を廢止されたが、是は全然區別しないのであるか、それとも別の方法で區別するのかとの質問に對しまして、政府よりは戰前に於ても、殊に最近に於ては殆ど其の區別が立て難いやうな實情にかつて居るので、之を區別することは却て不自然になり、分り難くなる、それととの答辯がございました。又「会計法を改正する法律案」に付きましては、一委員より、大藏大臣の豫算執行に對する監査權限が非常に強化されたが、豫算の執行狀況を監査するとか、報告を徵するとか云ふことはどの程度にやるのであるか、尙更必要に應じて開闢を經ては居るが、指示迄もされるのであるが、是は寧ろ總理大臣の權限に屬するやうに思はれるが、之を特に大藏大臣に權限を與へられた理由は何處にあるかと、第四十六條の關係で、今回の改正の中、非常に大きな問題とされて居るの質問に對しまして、政府より、是は

は、大蔵大臣の財政監督権を強化されたこと、是は其の権限を大蔵大臣に持たせるか、總理大臣が持つべきかに問題はあると思ふが、内閣の當面の責任者である大蔵大臣に、財政を統制する必要から権限を與へた、勿論發動して強くやる時は、閣議の決定を經て、閣員全體の責任に依つてやることになると思ふ、從來は豫算の編成の方には力を入れるが、執行する場合はさ程力を入れて居らない、又執行に當つて議會の要望が十分現れて居るかと云ふ、監督が非常に不十分であつた、それで十分監督する必要があると我々は考へて居るが、關係方面も同様な御意見でありまして、重要視して居るのであります、具體的には今後機構をすつと擴充して、單に中央のみならず、末端迄非常に能動的な監査網を張つて、各省と協力してやつて行きたいと考へて居るとの答辯がございました、次に復興金融庫法の一部を改正する法律案に付きましては、一委員より、資本金額を百億圓より、二百五十億圓に改められたが、大蔵大臣の方針に依つて十分生産を助長して行くことが出來、復興の進捗を見ると云ふことに對しての見透けでなく、其の他に資材、國內生産の石炭等の資材、又は輸入がどれ程可能かと云ふやうなことに懸つて居るから、數字的には申上げ兼ねるが、大體

の趨勢としては、是非とも復興しなければならぬと云ふ至上命令的の必要もある場合でありますし、現實に於ても相當復興し得る、斯様に考へて居る、是は空漠たる希望でなく、石炭の増産等も今の見透しでは、相當成功をして來て居るのではないかと思ふ、勞務者

○議長(公爵徳川家正君) 別に御發言もなければ、三案の採決を致します、三案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか。

○議長（公爵徳川家正君）　三案の第三  
讀會を開きます、三案全部、第二讀會  
の決議通りで御異議ござ、ませぬか、  
と認めます。

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案可決報告書の應急的措置に關する法律案可決報告書告書セリ

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律案特別調査廳法案

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 是より休憩前に引き続き會議を開きます、此の際議事日程に追加し衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案の第一讀會ノ續を開き委員長の報告を求めたいと思ひます、御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます、委員長大河内子爵

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案

右可決スヘキモノトナリト議決セリ依テ並報告候也

昭和二十二年三月三十一日  
委員長 子爵大河内輝耕  
貴族院議長公爵徳川家正殿

〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 御承知の通り、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案は政府から提出になりました、衆議院で修正になりました、一括して御

報告を申上げます、此の修正案と申すものは御承知の通り、大選挙區を中選挙區に直しまして、單記に致したのでござります、それで質問のございまして點を御紹介申上げます、中選挙區單記に修正したことにしては、大分衆議院でも反対論が多かつた、其の反対した理由は何處にあるか、斯う云ふ御質問がございました、之に對しては、今迄は大選挙區でやつて居つたが、中選挙區制にすると、どうしても大選挙區で出た人には不利益になることは免かれないと、殊に散票に依つてそれを集めて當選して來た人達、又それ等の人を中心とする政黨には不利益だ、左傾をして思想者にさう云ふ人が多いので、さう云ふ人には不利益な結果になつたと云ふことがあります、それから又他の反対理由としては、大選挙區を折角一一遍やつたのだからもう一度大選挙區でやつたらどうかと云ふ議論もあつた、又議員に今度出たいと云ふやうな人は、今迄の大選挙區を前提として、準備をして居るから、之を急に中選挙區にしたのでは非常に不利益になると云ふ事柄であったと云ふことでございました、専婦人候補者に不利益ぢやない論があつた、反対された理由は斯う云ふ事柄であったと云ふことございました、専婦人候補者に不利益である政黨には不利益になるそれで反対か、それは婦人候補者には不利益であ

る、今迄の實績を見ると、婦人に投票した人の中には眞面目に婦人を、此の人を出したいのであると云ふ意味で婦人に投票したと云ふ人も、それはあつたには相違ないけれども、中にはさうして、さうして女だと思つて非常に澤山縣では女の名前と男の名前と書き違へて、投票した縣があつたと云ふやうな例も挙げられました、それから又此の選舉法改正案に反対した人の反対の經緯はどうであるかと云ふ質問に對しては、是は反対する人達は政府の陰謀である、斯う云ふ風に考へられたのであります、政府は決してさう云ふことはないでの、二三年前から慎重に此のことは審議をして、さうして全部の人に政府の誠意は能く了解されて居るのだ、現に反対の態度を執つた人に對しても個人々々に話ををして見ると、政府の言ふことは能く了解する、決して反対の考はないのだ、もう少し期限でもあれば纏つたのだけれども、何分期限が短い爲にそこ迄手が廻らないで、色々ああ云ふ激しい反対を起したのは遺憾であつた、斯う云ふやうな質問應答がございました、それで討論に入りましたけれども、本案の趣旨並に其の内容に付ては憲法や參議院議員選舉法の際に極めて短い、短いのは誠に殘念である十分に繰返し論議されたことであり、

其の趣旨は詔く分つて居る、殊に植原、齋藤兩國務大臣は其の時からして中選舉區が宜いと云ふ御持論であつて、さうして其の意味も我々は能く分つて居る、事新らしく茲で又同じことを繰返して質問する必要もないから、今迄あつた憲法なり、或は參議院議員なり、其の他の今迄あつた質問應答を前提として、さうして政府案が適當と認められるから、之に賛成すると云ふ賛成意見の御開陳がございました、其の他の方々からそれに賛成すると云ふ御意見の御開陳がありまして、全會一致を以て可決致しました、申上げる迄もなく政府の案とそれからそれに對して衆議院で修正をされまして、兩方一緒にになつて可決せられたことになつて居ります

宜くはないかと云ふ風に考へまして、本案に賛成する者であります、それには關聯しまして、二つの點に付て政府並に同僚各位の御注意を促したいと思つて登壇しました次第であります、第一は國民の選舉に關する關心を昂める必要があると云ふ問題であります、申す迄もなく選舉は最良の政治教育の機會でありますとして、民主政治の教育と云ふものは、何よりも民主政治を實行することに依つて行はれると云ふことは申上げる迄もないと思ひます、其の意味で選舉に際しましては、取分け今度のやうな澤山な選舉が一遍に行はれる際には、十分朝野を擧げて國民の政治意識の昂揚に力を致さなければならぬと存ずるのであります、其の爲には選舉運動と云ふものは相當に華々しく、或意味で派手に行はれることが望ましいやうに思ひます、寧ろ或程度の御祭り騒ぎすら許され、或は獎勵されて然るべきものと考へるのであります、其の點では現在行はれて居りまする選舉運動と云ふのは、頗る遺憾な點があると思ふのであります、是では國民の選舉に關する關心が十分に昂められる可能性がないやうに思ふのであります、若し此の有様が續くやうならば、眞の積極的な國民の參政と云ふことは到底望み難い、或は新憲法も單なるスクラ

タア・ペーパーに墮するのではないかとすら恐れられるのであります、勿論選舉運動を派手に或は華々しく行ふる事に付きましては、非常な費用が掛ります、併しながら其の金も國民の政治教育の値としては決して高いものではないと考へるのであります、元來選舉運動に金が掛ると言ふこと、それ自體は必ずしも悪いことではないのであります、悪いのは其の金を候補者個人に、或は候補者私人に負担せると云ふことであるのでありますから、其の金を候補者に負担させないで國民全體が即ち國家が負担すると言ふことになれば、決して差支はないのであります、其の爲には選舉公營を徹底的に強化擴充しなければならぬと考へるのであります、從來、ともしますと選舉公營の目的は、最小限度の選舉運動を公營とすると云ふことであります、此の點で今回の改正で、選舉公營の程度が寧ろ引下げられたと云ふことが目的でなければならぬと思ひます、此の點で今回の改正で、選舉公營は、事情已むを得ないものがありますけれども、誠に殘念に考へらるゝ次第であります、来るべき新しい國會では、是非公營の強化に力を致されたいと希望するのであります、が、政府は今からでも決して遅くはありませんから、國民の選舉への關心を十分に喚起するやうに、もつと／＼積極的に努力をして戴きたくと思ひます、到る處の床屋に、或は錢



第四章 株式の保有、役員の兼任  
第五章 不公正な競争方法

第六章 適用除外  
第七章 損害賠償  
第八章 公正取引委員会  
第九章 訴訟  
第十章 罰則

第一節 組織及び権限  
第二節 手続  
第三節 雜則

第一章 総則

第二節 評議會

第三節 評議會

第四節 評議會

第五節 評議會

第六節 評議會

第七節 評議會

第八節 評議會

第九節 評議會

第十節 評議會

第十一節 評議會

第十二節 評議會

第十三節 評議會

第十四節 評議會

第十五節 評議會

第十六節 評議會

第十七節 評議會

第十八節 評議會

第十九節 評議會

第二十節 評議會

第二十一節 評議會

第二十二節 評議會

第二十三節 評議會

第二十四節 評議會

第二十五節 評議會

第二十六節 評議會

第二十七節 評議會

第二十八節 評議會

第二十九節 評議會

第三十節 評議會

第三十一節 評議會

第三十二節 評議會

第三十三節 評議會

第三十四節 評議會

第三十五節 評議會

第三十六節 評議會

第三十七節 評議會

第三十八節 評議會

第三十九節 評議會

第四十節 評議會

第四十一節 評議會

第四十二節 評議會

第四十三節 評議會

第四十四節 評議會

第四十五節 評議會

第四十六節 評議會

第四十七節 評議會

第四十八節 評議會

第四十九節 評議會

第五十節 評議會

第五十一節 評議會

第五十二節 評議會

第五十三節 評議會

第五十四節 評議會

第五十五節 評議會

第五十六節 評議會

第五十七節 評議會

第五十八節 評議會

第五十九節 評議會

第六十節 評議會

第六十一節 評議會

第六十二節 評議會

第六十三節 評議會

第六十四節 評議會

第六十五節 評議會

第六十六節 評議會

第六十七節 評議會

第六十八節 評議會

第六十九節 評議會

第七十節 評議會

第七十一節 評議會

第七十二節 評議會

第七十三節 評議會

第七十四節 評議會

第七十五節 評議會

第七十六節 評議會

第七十七節 評議會

第七十八節 評議會

第七十九節 評議會

第八十節 評議會

第八十一節 評議會

第八十二節 評議會

第八十三節 評議會

第八十四節 評議會

第八十五節 評議會

第八十六節 評議會

第八十七節 評議會

第八十八節 評議會

第八十九節 評議會

第九十節 評議會

第九十一節 評議會

第九十二節 評議會

第九十三節 評議會

第九十四節 評議會

第九十五節 評議會

第九十六節 評議會

第九十七節 評議會

第九十八節 評議會

第九十九節 評議會

第一百節 評議會

第一百一節 評議會

第一百二節 評議會

第一百三節 評議會

第一百四節 評議會

第一百五節 評議會

第一百六節 評議會

第一百七節 評議會

第一百八節 評議會

第一百九節 評議會

第一百十節 評議會

第一百十一節 評議會

第一百十二節 評議會

第一百十三節 評議會

第一百十四節 評議會

第一百十五節 評議會

第一百十六節 評議會

第一百十七節 評議會

第一百十八節 評議會

第一百十九節 評議會

第一百二十節 評議會

第一百二十一節 評議會

第一百二十二節 評議會

第一百二十三節 評議會

第一百二十四節 評議會

第一百二十五節 評議會

第一百二十六節 評議會

第一百二十七節 評議會

第一百二十八節 評議會

第一百二十九節 評議會

第一百三十節 評議會

第一百三十一節 評議會

第一百三十二節 評議會

第一百三十三節 評議會

第一百三十四節 評議會

第一百三十五節 評議會

第一百三十六節 評議會

第一百三十七節 評議會

第一百三十八節 評議會

第一百三十九節 評議會

第一百四十節 評議會

第一百四十一節 評議會

第一百四十二節 評議會

第一百四十三節 評議會

第一百四十四節 評議會

第一百四十五節 評議會

第一百四十六節 評議會

第一百四十七節 評議會

第一百四十八節 評議會

第一百四十九節 評議會

第一百五十節 評議會

第一百五十一節 評議會

第一百五十二節 評議會

第一百五十三節 評議會

第一百五十四節 評議會

第一百五十五節 評議會

第一百五十六節 評議會

第一百五十七節 評議會

第一百五十八節 評議會

第一百五十九節 評議會

第一百六十節 評議會

第一百六十一節 評議會

第一百六十二節 評議會

第一百六十三節 評議會

第一百六十四節 評議會

第一百六十五節 評議會

第一百六十六節 評議會

第一百六十七節 評議會

第一百六十八節 評議會

第一百六十九節 評議會

第一百七十節 評議會

第一百七十一節 評議會

第一百七十二節 評議會

第一百七十三節 評議會

第一百七十四節 評議會

第一百七十五節 評議會

第一百七十六節 評議會

第一百七十七節 評議會

第一百七十八節 評議會

第一百七十九節 評議會

第一百八十節 評議會

第一百八十一節 評議會

第一百八十二節 評議會

第一百八十三節 評議會

第一百八十四節 評議會

第一百八十五節 評議會

第一百八十六節 評議會

第一百八十七節 評議會

第一百八十八節 評議會

第一百八十九節 評議會

第一百九十節 評議會

第一百九十一節 評議會

第一百九十二節 評議會

第一百九十三節 評議會

第一百九十四節 評議會

第一百九十五節 評議會

第一百九十六節 評議會

第一百九十七節 評議會

第一百九十八節 評議會

第一百九十九節 評議會

第二百節 評議會

第二百零一節 評議會

第二百零二節 評議會

第二百零三節 評議會

第二百零四節 評議會

第二百零五節 評議會

第二百零六節 評議會

第二百零七節 評議會

第二百零八節 評議會

第二百零九節 評議會

第二百一十節 評議會

第二百一十一節 評議會

第二百一十二節 評議會

第二百一十三節 評議會

第二百一十四節 評議會

第二百一十五節 評議會

第二百一十六節 評議會

第二百一十七節 評議會

第二百一十八節 評議會

第二百一十九節 評議會

第二百二十節 評議會

第二百二十一節 評議會

第二百二十二節 評議會

第二百二十三節 評議會

第二百二十四節 評議會

第二百二十五節 評議會

第二百二十六節 評議會

第二百二十七節 評議會

第二百二十八節 評議會

第二百二十九節 評議會

第二百三十節 評議會

第二百三十一節 評議會

第二百三十二節 評議會

第二百三十三節 評議會

第二百三十四節 評議會

第二百三十五節 評議會

第二百三十六節 評議會

第二百三十七節 評議會

第二百三十八節 評議會

第二百三十九節 評議會

第二百四十節 評議會

第二百四十一節 評議會

第二百四十二節 評議會

第二百四十三節 評議會

第二百四十四節 評議會

第二百四十五節 評議會

第二百四十六節 評議會

第二百四十七節 評議會

第二百四十八節 評議會

第二百四十九節 評議會

</div

際的協定若しくは國際的契約又は

國內の事業者との貿易に関する協

定若しくは契約であつて相当期間

繼續するもの(一の取引による目

的物の授受のみが相当期間にわた

るもの)を除く。)をしようとする場

合には、公正取引委員会に届け出

て、その認可を受けなければなら

ない。

前項の場合において、事業者は

は、届出の日から三十日を経過す

るまでは、当該協定又は当該契約

をしてはならない。

第七條 私的独占又は不当な取引制

限に該当する行爲があるときは、

公正取引委員会は、第八章第二節

に規定する手続に従い、事業者に

対し、当該行爲の差止、営業の一

部の譲渡その他私的独占又は不当

な取引制限を排除するために必要

な措置を命ずることができる。

第三章 不当な事業能力の較

差

第八條 不当な事業能力の較差があ

るときは、公正取引委員会は、第

八章第二節に規定する手続に従

い、事業者に対し、営業施設の譲

渡その他その較差を排除するため

る。

公正取引委員会が前項の措置を考

慮しなければならない。

一 資本金、積立金その他資産の

状況

二 収支その他の経営の状況

三 役員の構成

四 工場、事業場及び事務所の位

置その他の立地条件

五 事業設備の状況

六 特許権の有無及び内容その他

技術上の特質

七 生産、販賣等の能力及び状況

八 資金、原材料等の取得の能力

及び状況

九 投資その他の方法による他の

事業者との関係

十 前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

第十一條 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲り受け

の譲り受け

第十二條 株式会社は、これを設立してはならない。

第九條 株式会社は、これを設立してはならない。

第十條 前項において株式会社とは、株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十一條 金融業を営む会社は、自己と競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を取得してはならない。

第十二條 金融業を営む会社であつてその総資産(未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除く。)が五百萬円を超えるものは、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

第十三條 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外のものをいう。)は、左の各号の一に該当する場合に該当する場合には、これを適用しない。

前項の規定は、会社(商品の賣買を主たる事業とするものを除く。)が、左の各号に該当する他の会社の株式を所有することとなる場合において、その会社の株式における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなることがないと認めして認可したときには、これを適用しない。

一 他の要件を備えているときに限り、同項と同様とする。

二 必要な資金を調達するために発行される株式の取得であること。

三 株式の取得する場合

四 申請会社において株式を引き受けた外、資本の取得が事实上困難である場合の株式の取得であること。

五 株式の取得が不公平な競争方

法に因るものでないこと。

六 取得しようとする会社と競争関係にある会社が株式を所有していない会社の株式の取得であること。但し、商品の賣買を中心とする事業とする会社の株式の取得については、取得しようとする会社以外の会社が株式を所有していない場合に限る。

前項第一号文は第二号の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするとときには、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

第十二條 会社は、他の会社の資本額及び出資額の合計額又は基金額(株金総額、出資額、株金総額及び出資額の合計額又は基金総額をいう。)の百分の二十五に相当する金額を超えてその会社の社債銀行業を営む会社の社債を除去する。但し、株式とあるのは、社債となる場合には、その社債を取得してはならない。

前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十三條 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外のものをいう。)は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一 両会社が競争関係にある場合



委員は、再任されることができる。

委員は、年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

國会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十一條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されるとがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることが合

第三十二條 前條第一号又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ

委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ議事を開き、論決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十一條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第三十六條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十七條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏失し、又は窃用してはならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十八條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、内閣総理大臣を経由して、國会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行つたために必要があるときは、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行爲をすることができる。

一 國会若しくは地方公共團體の議会の議員となり、又は積極的に政治運動すること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に從事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第四十一條 公正取引委員会は、そ

の職務を行つたために必要があるときは、公職を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求める

ことができる。

第四十二条 公正取引委員会は、そ

の職務を行つたために必要があるときは、公職を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求める

ことができる。

第四十三条 公正取引委員会は、こ

の法律の適正な運用を図るために、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十四条 公正取引委員会は、内

閣総理大臣を経由して、國会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

第四十五条 第二節 手 続

は、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の團体又はこれらの職員に対する出頭を命じ、又は必要な報告、

情報を提出を求めるときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十九條 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十六条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適当な措置をとることができる。

公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適当な措置をとることができる。

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適当な措置をとることができる。

公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十九條 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十一条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十二条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十三条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十四条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十五条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十六条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十八条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第四十九條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十一条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十二条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十三条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十四条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十五条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十六条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

第五十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするときは、職務を以て適當な措置をとることができる。

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取

引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検査をさせる場合においては、これに証票を携帯させなければならぬ。

第四十七條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、特に前條に規定する処分がなされたときは、その結果を明かにして置かなければならない。

第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に對し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の規定による勧告があつたときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勧告を應諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続とが公共の利益に適合すると認められるときは、公正取引委員会は、當頭を命じた参考人若

該事件について審判手続を開始することができる。

審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭するべき旨を附記しなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後であるを定めなければならない。

第五十一條 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十二條 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し當該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若

しくは鑑定人を審訊することができる。

事業者は、弁護士その他適當な者を代理人とすることができる。

第五十三條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないこととする。

審判には、速記者を立ち会わせて、陳述を筆記させなければならない。

審判には、遠記者を立ち会わせて、陳述を筆記させなければならない。

第五十四條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合又は不当な事業能

力の較差があると認める場合に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならぬ。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な團体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会との承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第五十六条 公正取引委員会は、第六十五条 公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項(第十二條第二項で準用する場合を含む)、第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

第五十七条 審決は、文書によつてする。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によつて定するまでその執行を免れること

引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

審決書には、少數意見を附記す

ることができる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な團体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十一条 関係のある公務所又は公共的な團体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十二条 公正取引委員会が、第五十四条の規定により、審決を以て違反行為の差止その他の処分を命じた場合においては、事業者

は、裁決所の定める保証金又は有價証券を供託して、当該審決が確定するまでその執行を免れること

ができる。

第六十三条 事業者が、前條第一項の規定により供託をした場合において、当該審決が確定したとき

は、裁判所は、公正取引委員会の申立により、供託に係る保証金又は有價証券の全部又は一部を没収することができる。

第六十四条 公正取引委員会は、第六十五条 公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項(第十二條第二項で準用する場合を含む)、第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

第六十五条 第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に、これを準用する。

第六十六条 公正取引委員会は、前條第一項に掲げる認可について、

その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り消し、又は変更することができる。

公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、審決の基盤となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、当該審決を維持することが不当であつときは、審判手続を経て、審決を取り消し、又は変更する

#### 第六十九條 利害関係人は、公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧

若しくは副本又は審決書の正本、副本若しくは抄本の交付を求める

ことができる。

第七十条 この法律に定めるものを除く外、公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他事件の処理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の供託に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

#### 第三節 雜則

第七十一条 公正取引委員会が第二條第六項第七の規定により不公正な競争方法を指定するには、指

定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を營む事業者の意見を開き、且つ、公聽会を開いて一般の意見を求めた後、指定

号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令

の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第七十二条 第二條第六項第七号の規定による裁判に、これを準用する。

第六十二条第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第七十三条 第二條第六項第七号の規定による不公正な競争方法の指定は、告示によつてこれをを行う。

前項の指定は、告示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

第六十三条の規定は、前項の規定による供託に係る保証金又は有價証券の没収にこれを準用する。

ると思料するときは検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞

なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四条 檢事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思想するときは、公正取引委員会に對し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十五条 第四十六條第一項第一号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令

の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時

でも利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部

の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引

委員会の審決が、左の各号の一に該

当する場合には、これを取り消す

べきことを命じなければならない。

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該

当する場合には、これを取り消す

べきことである。

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当

と認めるときは、変更するべき点を指示して事件を公正取引委員会

委員会を以て被告とする。

第七十八条 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録の審訊調書及び速記録その他の裁判所上証拠となるべき一切のものを含む。の送付を求めなければならぬ。

前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を明かにしなければならない。

裁判所は、第一項の規定による

あたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引

委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該

当する場合には、これを取り消す

べきことである。

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当

と認めるときは、変更するべき点を指示して事件を公正取引委員会

由がなくて、当該証拠を採用しない場合

二 公正取引委員会の審判に際して當該証拠を提出することがで

きず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合

前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を明かにしなければならない。

裁判所は、第一項の規定による

あたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引

委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該

当する場合には、これを取り消す

べきことである。

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当

と認めるときは、変更するべき点を指示して事件を公正取引委員会

に差し戻すことができる。

第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に因する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因つて生じた損害について、意見を求めるなければならない。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十九條及び第九十條の罪

四 第四十八條第三項又は第五十

五 第六十二條第一項、第六十三條第一項(第六十八條第二項で準用する場合を含む。)、第六十九條第一項、第九十七條及び第

九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

六 第八十九條に掲げる訴訟事件及び前

七 第六十二條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

八 第十七條の規定に違反した者

九 第九十二条前三條の罪を犯した者

十 第九十七条左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は、これを五年とする。

十一 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

#### 第十章 罰則

第八十九條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第九十条 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者

二 第五條の規定に違反して法人の組織又は財産に関する、第八十九条、第九十條、第九十一條第一号の規定に違反して株式を取得し、同條第四項の規定に違反して届出をせず、又は同條第五項の規定による公正取引委員会の命令が確定した後ににおいてこれに従わない者

三 第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の質借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

四 第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の記載することができる。

五 第一百條、第八十九條又は第九十条の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

六 第一百零一条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

七 第一百零二條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

八 第一百零三条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

九 第一百零四條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十 第一百零五條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十一 第一百零六條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十二 第一百零七條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十三 第一百零八條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十四 第一百零九條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十五 第一百一十条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十六 第一百一十一条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者

三 第十條第一項又は第十一條第一項第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六 第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得し、同條第四項の規定に違反して出頭せず、又は同條第五項の規定による公正取引委員会の命令が確定した後ににおいてこれに従わない者

七 第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の質借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第一百條、第八十九條及び第九十条の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の記載することができる。

九 第一百零一条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十 第一百零二條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十一 第一百零三条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十二 第一百零四條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十三 第一百零五條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十四 第一百零六條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十五 第一百零七條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十六 第一百零八條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十七 第一百零九條第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十八 第一百一十条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

十九 第一百一十一条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

二十 第一百一十二条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

二十一 第一百一十三条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

二十二 第一百一十四条第一項第一号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第九十三条 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十四条 第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六ヶ月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十五条 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

第九十六条 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十七条 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

第九十八条 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行爲につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十九條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第一百條 第六十九條の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零一条 第一百零二條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零二條 第一百零三條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零三条 第一百零四條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零四條 第一百零五條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零五條 第一百零六條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零六條 第一百零七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零七條 第一百零八條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零八條 第一百零九條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零九條 第一百一十条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十条 第一百一十一条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十一条 第一百一十二条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十二条 第一百一十三条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十三条 第一百一十四条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第五十四条の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行爲につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十九條 第一百一十五条の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零一条 第一百一十六条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零二條 第一百一十七条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零三条 第一百一十八条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零四條 第一百一十九條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零五條 第一百二十條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零六條 第一百二十一条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零七條 第一百二十二条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零八條 第一百二十三条第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百零九條 第一百二十四條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十条 第一百二十四條第二項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十一条 第一百二十四條第三項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十二条 第一百二十四條第四項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十三条 第一百二十四條第五項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十四条 第一百二十四條第六項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十五条 第一百二十四條第七項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十六条 第一百二十四條第八項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十七条 第一百二十四條第九項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十八条 第一百二十四條第十項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百一十九條 第一百二十四條第十一項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百二十條 第一百二十四條第十二項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百二十一条 第一百二十四條第十三項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百二十二条 第一百二十四條第十四項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百二十三条 第一百二十四條第十五項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第一百二十四條 第一百二十四條第十六項の規定による裁判に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。



の行爲は別に取扱はねばならぬことあります、此の點に付きましては、此の法律は恒久的な立法であります關係上、此の法律の中には規定致しましたが、次の特別議會迄に、各統制法令に付きまして尙一應検討致しました上で、統制法令に基く行爲に付きましては、此の法律を適用致さない旨の單行法を制定致す積りであります、此の法律は是等の例外の場合を除きましては、經濟秩序の根本方針を定めるものとして、一切の事業活動に適用せらるるものであります、併しながら是等の事業活動は複雑な經濟行爲の現れであります、それが直ちに此の法律の禁止制限に該當するか否かを判定致しますことはなかなか困難なことであります、之に輕率な判断を下しますことは、徒に經濟界を萎靡沈滯させる虞がありますのであります、又此の法律に基く處分は企業體の改組など、國民の權利に重大な影響を及しますので、此の法律の運用に付きましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、其の委員と致しましては、經濟問題に付きまして、少しく御説明致しまして、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、此の法律の目的を明記することと致しました、此の目的は單に法律の實質的に行はれないやうに致し、假令趣旨を説明致したものに止らないので

あります、此の法律は其の本質として、法文の上では抽象的な基準を示すに止つて、事業の具體的な判定は之を公正取引委員會の判断に委ねて居るものでしたらが、次の特別議會迄に、各統制法令に付きまして尙一應検討致しました上で、統制法令に基く行爲に付きましては、此の法律を適用致さない旨の單行法を制定致す積りであります、此の法律は是等の例外の場合を除きましては、經濟秩序の根本方針を定めるものとして、一切の事業活動に適用せらるるものであります、併しながら是等の事業活動は複雑な經濟行爲の現れであります、それが直ちに此の法律の禁止制限に該當するか否かを判定致しますことはなかなか困難なことであります、之に輕率な判断を下しますことは、徒に經濟界を萎靡沈滯させる虞がありますのであります、又此の法律に基く處分は企業體の改組など、國民の權利に重大な影響を及しますので、此の法律の運用に付きましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、其の委員と致しましては、經濟問題に付きまして、少しく御説明致しまして、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、此の法律の目的を明記することと致しました、此の目的は單に法律の實質的に行はれないやうに致し、假令趣旨を説明致したものに止らないので

あります、此の法律は其の本質として、法文の上では抽象的な基準を示すに止つて、事業の具體的な判定は之を公正取引委員會の判断に委ねて居るものであります、併しながら是等の事業活動は複雑な經濟行爲の現れであります、それが直ちに此の法律の禁止制限に該當するか否かを判定致しますことはなかなか困難なことであります、之に輕率な判断を下しますことは、徒に經濟界を萎靡沈滯させる虞がありますのであります、又此の法律に基く處分は企業體の改組など、國民の權利に重大な影響を及しますので、此の法律の運用に付きましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、其の委員と致しましては、經濟問題に付きまして、少しく御説明致しまして、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、此の法律の目的を明記することと致しました、此の目的は單に法律の實質的に行はれないやうに致し、假令趣旨を説明致したものに止らないので

あります、此の法律は其の本質として、法文の上では抽象的な基準を示すに止つて、事業の具體的な判定は之を公正取引委員會の判断に委ねて居るものであります、併しながら是等の事業活動は複雑な經濟行爲の現れであります、それが直ちに此の法律の禁止制限に該當するか否かを判定致しますことはなかなか困難なことであります、之に輕率な判断を下しますことは、徒に經濟界を萎靡沈滯させる虞がありますのであります、又此の法律に基く處分は企業體の改組など、國民の權利に重大な影響を及しますので、此の法律の運用に付きましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、其の委員と致しましては、經濟問題に付きまして、少しく御説明致しまして、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、此の法律の目的を明記することと致しました、此の目的は單に法律の實質的に行はれないやうに致し、假令趣旨を説明致したものに止らないので

あります、此の法律は其の本質として、法文の上では抽象的な基準を示すに止つて、事業の具體的な判定は之を公正取引委員會の判断に委ねて居るものであります、併しながら是等の事業活動は複雑な經濟行爲の現れであります、それが直ちに此の法律の禁止制限に該當するか否かを判定致しますことはなかなか困難なことであります、之に輕率な判断を下しますことは、徒に經濟界を萎靡沈滯させる虞がありますのであります、又此の法律に基く處分は企業體の改組など、國民の權利に重大な影響を及しますので、此の法律の運用に付きましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、其の委員と致しましては、經濟問題に付きまして、少しく御説明致しまして、先づ第一は冒頭の第一條に於きます、此の法律の目的を明記することと致しました、此の目的は單に法律の實質的に行はれないやうに致し、假令趣旨を説明致したものに止らないので



加工、保管、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又

はこれらの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 特別調達廳の役員及び職員は、これを官吏その他政府職員とする。

第十四條 特別調達廳の役員及び職員は、各省次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、職員たる者は、内閣總理大臣がこれを定める。

特別調達廳の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部給務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときには、これによるものとする。

### 第三章 業務

第十五條 特別調達廳は、經濟安定本部給務長官の定める基本の方策に基き主務大臣の定める計画及び指示に従い、左の業務を行う。

一 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する建造物又は設備の建設又は修理

二 主務大臣の指定する連合國又は政府の需要する物資又は役務

の調達

三 經濟安定本部給務長官の指定する場合前二号に定めるものの外第一條第一項の目的を達するため必要な業務

特別調達廳は、經濟安定本部總務長官の定める方策に従い、特定の調達命令を充足し、又は主務大臣の特に承認する物資の集積を行う場合の外、資材を購入することができない。

第十六條 特別調達廳は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部給務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第十六條 特別調達廳は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部給務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

ない。この場合において認可の最

終責任は、經濟安定本部給務長官にあるものとする。

### 第四章 会計

第十九條 特別調達廳は、前項の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安定本部給務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

第十九條 特別調達廳は、前項の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安定本部給務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

第二十條 經濟安定本部給務長官は、調達の基本的方策に關して、特別調達廳を指導監督する。

第二十條 經濟安定本部給務長官は、調達の基本的方策に關して、特別調達廳を指導監督する。

第二十一條 特別調達廳は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定めて、經濟安定本部給務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

第二十一條 特別調達廳は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定めて、經濟安定本部給務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

第二十二條 主務大臣は、連合國又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達廳に対しても、經濟安定本部給務長官の定める物又は役務の調達に關する基本的方策に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

第二十二條 主務大臣は、特別調達廳の役員が法令若しくは定款又は

これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

前項の財産目録、業務報告及び財產増減書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

特別調達廳は、經濟安定本部給務長官の承認を行ったときは、主務大臣及

び大藏大臣にはからなければならぬ。

この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部給務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財產増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

經濟安定本部給務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財產増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

經濟安定本部給務長官は、前項

の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。

この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部給務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財產増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

經濟安定本部給務長官は、前項

の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。

この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部給務長官にあるものとする。

特別調達廳は、第一項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財產増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならぬ。

經濟安定本部給務長官は、前項

の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。

特別調達廳は、經濟安定本部給務長官の承認を受けたときは、命令の定

めることにより、毎期末の現金

を頭に納付しなければならない。

することができる。

前項の規定により当該官吏に臨

時、帳簿、書類その他必要な物件を検査

することができる。

特別調達廳は、帳簿、書類その

他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

特別調達廳は、帳簿、書類その他の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

特別調達廳は、帳簿、書類その他の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

特別調達廳は、帳簿、書類その

他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

特別調達廳は、帳簿、書類その

に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

前項の規定により当該官吏に臨

時、帳簿、書類その他の記録を

検査することができる。

## 第六章 罰則

第二十三條 左の場合においては、

その違反行為をなした特別調達廳の

役員又は職員は、これを五年以

下の懲役又は五万円以下の罰金に

処する。

第十五條に規定しない業務を

行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に

規定する経済安定本部総務長官

又は主務大臣の監督上の命令に

違反した場合

二十四條 この法律の規定による

報告を怠り、若しくは虚偽の報告

をなし、又は検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避した者は、これを一

年以下の懲役又は一万円以下の罰

金に処する。

二十五條 前二條の罪を犯した者

には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

二十六條 第八條の規定に違反し

て、特別調達廳又はこれに類似の名前を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附 則

二十七條 この法律施行の期日

は、勅令でこれを定める。

二十八條 特別調達廳がその業務

上なす契約は、会計法第四十六條

第二項、財政法第十五條及び昭和

二十一年法律第六十号の規定の適

用については、政府を当事者とする契約とみなす。この場合において

て必要な事項は、勅令でこれを定める。

第二十九條 政府は、設立委員を命じて、特別調達廳の設立に関する事務を處理させる。

三十條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

三十一條 前條の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を特別調達廳の總裁に引き継がなければならない。

三十二條 特別調達廳の總裁が前項の事務の引継ぎを受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

三十三條 特別調達廳は、設立の登記をすることによつて成立する。

三十四條 登録税法の一部を次のよう改正する。

十九條第七号中「法令ニ依ル

公國」の下に「特別調達廳」を、

「公園ニ關スル法令」の下に「特別

調達廳法」を加える。

三十五條 印紙税法の一部を次のよう改正する。

五条第六号ノ六の次に左の如きを加える。

三十六條 特別調達廳ノ業務

は、勅令でこれを定める。

三十七條 特別調達廳がその業務

上なす契約は、会計法第四十六條

第二項、財政法第十五條及び昭和

二十一年法律第六十号の規定の適

用については、政府を当事者とする契約とみなす。この場合において

○國務大臣(田中萬選君) 只今上程と相成りました特別調達廳法案の提案の理由並に其の概要に付て申上げます、

聯合國の需要する建造物の設営、建物設備等の修理、或は聯合國の要

求する物資、及び労務其の他の

役務の調達に付きましては、從來各關係廳に於てそれゝ其の所管に應じ、

之が目的達成に努力致して居た所であ

りますが、急速に之を一元化し、能率

の向上を圖り、經費を節減すると共に、聯合國の便宜をも考慮致しまし

て、茲に特別調達廳を設置する法案を提出致す次第であります、本法に依り

特別調達廳は從來各官廳の所管して居りました實際業務の大部を行ふこととなりまして、各官廳は之が企畫及び監督を實施する態勢となるのであります、特別調達廳は之を法人として出来るだけ民間有能の士を登庸致しまして、其の創意と工夫とを活用して、能率の向上を圖りたいのであります、尙

本法案は衆議院に於て一部修正されましたが、此の點に關しましては、政府と致しましても同意であります、何卒

憤慨審議の上御協賛あらむことを切

望致します、

右可決スヘキモノナリト議決セリ依

テ及報告候也

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議な

いと認めます、委員長後藤伯爵

こと御異議ございませんか

〔御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(田中萬選君) 只今上程との動議に御異議ございませんか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議な

いと認めます

委員長 伯爵後藤 一藏  
貴族院議長公爵徳川家正殿

右可決スヘキモノナリト議決セリ依

テ及報告候也

昭和二十二年三月三十日

委員長 伯爵後藤 一藏  
貴族院議長公爵徳川家正殿

右可決スヘ

に考へるかとの質問がありました、之に對し、政府は、公團の役職員は大部部分的經營に劣らぬものとすることが出来ると思ふ、又配給の適正と官僚獨善も、民間の經驗を活かし、民主的、能率的經營に努めることが出来る考であるとの答辯でありました、又公團法の役職員を、官吏其の他の政府職員とした爲、給與等の點からしても、民間の經驗者から人材を得ることに困難を來すのではないかと云ふ質問に對しまして、政府は、民間から採用する者に付ては、從來の俸給給與等の經濟的待遇を實質的に低下させないやうに措置をするから、其の心配はないと思ふと云ふ答辯でありました、又公團の役職員は、官吏と、民間から採用される政府役職員とに分れて居るが此の場合、民間から採用されました職員は、官吏に比べて俸給給與は宜いけれども、職務上の權限を有しないと云ふことになつて、感情の上から官吏と民間から入つたとの間に公團部内に於て派閥の争を生じ、互に遊離する心配があるのでないかと云ふ質問がありました、之に對しまして、政府は、本官吏たる官吏が公團の役職員となる場合にも、業務遂行は公團内部に於ける仕事の分擔に依つて律せらるゝのであるから、政府官吏から出たからとか、今迄の統制會社から來たからと云ふやうな區

別は全然しないのであるから、其の弊  
は避け得ると考へると云ふ答辯であり  
ました、質疑者は是等の政府の答辯に  
付ては、十分に満足をされないやうで  
あります、次に石油配給公團は、未  
端配給業者を指定することとなつて居  
り、配炭公團の方は末端配給迄政府が  
自からやることになつて、非常な相違  
があると思ふが、政府の考はどうであ  
るかと云ふ間に對しまして、現在石炭  
は非常に不足をして居て、重點的方面  
に向かはれて居るのみで、一般産業、  
一般民間の方に向けた餘裕がない、現  
状では荷捌所を拵へても、實際上看板  
倒れがして品物がないのであるから無  
駄である、石油の方は現在販賣店があ  
るのであるから、之にやらせることに  
したのである、即ち兩者は現在の形の  
儘大體引繼ぐ考である、配炭公團は大  
體一年間、或は經濟安定本部がなくな  
る時に、是もなくなると云ふ暫定的な  
措置として取扱ふのだと思ふが、石炭  
配給所、貯炭場、運搬用の種々の機  
械、什器等は、非常な數でもあり、金  
額でもあると思ふが、斯かる短期間の  
ものに厖大な費用を要すると云ふこと  
は、如何なものであるかと考へるが、  
どうであるかと云ふ間に對して、總て  
の設備は原則として借り入れをすること  
にして居ると云ふ答辯でありました、  
貿易廳と貿易公團との關係はどうであ  
るかと云ふ御質問に對して、政府は貿  
易廳は基本的な部面、即ち輸出入計畫

の策定、輸出入手續、經理關係の仕事、聯合軍との接觸、交渉、報告等のことを行つて来たのであるが、今度も各公團にて、所謂貿易輸出入の代行機關をさせることにしたのである、併し是は仔細に検討する所である。併し是は、從つて貿易廳の指圖に依つて動くことは表裏一體の有機的關聯を以て結付いて居るので、公團の活動の範圍、或は種類は總て貿易廳の指圖に依つて動くこととなるのである、貿易公團法の第十五條の二項に、「理事長たる者は、貿易廳局長と同級又はこれと同格」となつて居るが、是だけの大きな仕事をする公團の役員が、他の公團の場合には總裁であり、次官級となつて居るのに比べて、格下げるになつて居ると思ふが、是で政府は豫期するやうな民間の有能の人達を得られると思ふのであるかと云ふ間に對しまして、政府は貿易公團は他の公團と異り、複數制を探つて、四つの公團となつて居る、若しはが單一の公團だとして見れば、其の各々の公團に四つの部があり、其の各々の部長と云ふやうな形になるのであるが、四つに分れて居るから、丁度一つに分れて居るから、各々それらの部面のみの知識を持つた人を探すことは

比較的容易である、又他面現在存在する代行機關が七十七箇あるから、それにそれへ、會長、副會長、理事等立派な人物が多數あるので、今回是等の代行機關が解體するのであるから、其の申から四名の長を探すことは困難でないと考へるとの答辯でありました、次に今回出来る公團の外に、種々公團が出来ると聞いて居るが、政府としては今後公團にすべき品目に對して何か考へて居るのであるか、政府は之に對して、公團は臨時的な措置であるから、出来る限り種類を少くしたいと云ふのが政府の考である、現在考へられて居るのは、纖維、鐵、化學品等のものであるが、併し目下立案中であるが、議會に間に合はないから出さないと云ふ譯ではなく、只今研究中であると云ふ答辯でございました、石油配給公團法の第三十條に依りますと、一年後には解散すると云ふやうに解釋出来るが、公團がなくなつて、石油配給會社もないと云ふ時の處置に付てはどうする考であるかと云ふ間に對しまして、政府は、公團法は總てに付て規定された規定であるが、何れにしても當分十分に出廻つて来る品物ではないのであるから、一箇年間で公團を解散することが出来るとは必ずしも考へて居らないと云ふ答辯でございました、以上の外、種々質疑がございましたのでありまするが、長くもなりますから、之を速記録に譲りたいと存じます、次いで四

案を一括して討議に入り、別段の御論議もなく、採決を致しましたる處、又御報告致しますが、此の委員會に於ては、次に物價廳關係の價格調査公團に付ての委員會の模様を述べます。又、御異議がありませぬので、採決を致しましたる處、是亦全會異議なく、政府提出の原案通り、可決すべきものと決定致した次第でございます、以上を以て私の報告を終ります。

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 別に御論議もなければ五案の採決を致します、五案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに各案の第二讀會を開かれむことを希望致します

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 西大路王爵の動議に御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ないと認めます



て手續が出来ようと思ふ、第九、問、然らば其の場合、效力は既往に遡るものであるのか、答、左様である。第十、問、家の廢止の結果、氏の取扱はどうなるか、答、現行法の氏は家の氏であると共に、一面個人の氏であると考へる、從つて此の法律施行後に於ても、個人の氏は残る、尙戸籍上の氏の取扱は大體從來通りになる、第十一、問、繼親子間、嫡母庶子の關係はどうなるか、答、家の廢止の結果親子關係はなくなり、單なる姻族、一親等の關係だけが殘る、第十二、問、日常の家事代理權を妻にのみ認めた民法第八百四條は、夫婦平等の精神に反し效力を失ふか、答、妻の日常の家事代理權を認めたのは、第三者保護を主たる目的となすものであるから、夫婦平等の精神には反しないと考へる、第十三、問、系譜、祭具及び墳墓も分割相續にならぬのか、答、それ等のものは相續財産の範圍から除外され、單獨繼承されることになる、第十四、問、相續の順位及び相續分に付ては、從來家に在る者と、然らざる者との間に差異があるか、答、何等差異はない、第十五、問、今後の改正に依つて均分相續の問題があるが、之を農地の場合に適用する時、是非とも特別の立法が必要とするが如何、答、農業資產の細分化の防止に付ては特別法を制定するやうに努力する、此の際に申上げまするが、速記を停止致しまして、特に農林省の政府委員の出席を求める、詳細其の點に付て質問應答がありました、第十六、問、家事審判所を設けると云ふことは必要なことであるのであるが、今回提案されるものと期待して居つたに拘らず、

提案がなかつたが、將來提出する見込があるか、如何、答、成案を得て出したかったものであるが、間に合はなかつたので、民法の本格的の改正と同時に提出する考である、第十七、問、調停の關係はどう云ふことになるのか、答、家事審判所が出来るならば、人事調停の方は家事審判所の管轄に屬することが適當であると思ふ、其の他の調停は何れも簡易裁判所の管轄とする豫定ではある、以上の外の質疑應答に付きましては、先程申上げました理由に依つて省略を致します、進んで日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律案及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律案に付ての質疑應答を申述べる旨でありますするが、是も極めて専門的のことを終了致しまして、三案を一括して討論に入りました處、委員の一人より、個人の尊嚴、兩性の平等の原則のみが憲法に規定せられ、家族生活に於ける敬愛、協力に付ては何等示されて居らぬ爲に、甚だしき誤解を生じて居ることを頗る憂慮するものであるが、民法は極めて消極的であつて、其の結果却て風教を害する處さへあると云ふことを力説され、將來積極的立案を要望されて、尙民事訴訟の點に付ても詳細に意見を述べて、本案に賛成の意を陳述されました、尙それに續いて、次の如き希望決議案の提出がありました、希望決議案を朗讀致します

けなのに止まる結果、家族生活の尊  
重については、世に遺憾な誤解を生  
ずる處がある。依つて政府は、立法  
上及び行政上、家族生活における敬  
愛、協力の精神を大切にするため、  
至急十分の措置を探されらることを要  
望する。右決議する

希望決議案  
政府の諸法律案は日本國憲法の基本的原則を實現する爲の暫定的、應急的な措置として已むを得ざるものとの認め、之を承認する、併しながら其の内容には不十分なるものが多くあるので、政府に對し速かに國會に於て、日本國憲法の意義、字義と精神とに即した慎重且周到な本格的全般的改正を完成するやう萬全の努力をすることを強く希望する  
右決議す

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませんか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないで認めます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 三案の第二讀會を開きます。御異議がなければ全部を問題に供します。三案全部、委員長の報告通りで御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに各案の第三讀會を開かれむことを希望致します

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 三案の第三讀會を開きます、三案全部、二讀會の決議通りで御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、議事の都合に依り午後四時三十分迄休憩致します

午後三時三十九分休憩

午後四時五十八分開議

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致させます



